

# 院政期における保成立の二つの形態

河 音 能 平

【要約】 院政期に入ると、国家的給付として寺社に与えられていた「封戸」を指定された国司——すでに在地領主の共同機関に变质しつつあった国衙に長官としてのぞまねばならなかった——は、その納進責任回避の代償として国内の一定部分を「便補保」としてその寺社にわけ与えていった。その場合、性格を全く異にする二つの形態があった。第一は、国内のある在地領主の別符の私領（開発予定地）を「便補保」として指定する形態である。第二は、逆に、「封戸」主たる寺社自身が神人・寄人の集団として組織したところの上層農民の耕作田（公田）を「便補保」として指定する形態である。在地領主が全国家権力機構の一環をなすにいたるや、古代貴族・権門寺社は二つの保の形態に象徴される二つの相矛盾する人民支配様式——在地領主を媒介とした人民支配様式と、その領主的支配に抵抗する一般農民層を独自に組織することによって支配を実現する様式——をそれぞれ分有することによって、全体として自らの政治的社会的地位を再編・強化したのである。

## はじめに

十一世紀後半から十二世紀にわたる院政期は、古代律令国家体制の胎内から成長してきた農奴主階級が自己自身を封建領主<sup>1</sup>在地領主として再編成することを通して、旧来の王朝国家権力機構そのものを決定的に変質せしめるに至った時期として注目されている。<sup>①</sup>そしてこの全国家権力機

構の変質過程は、古代貴族<sup>1</sup>各権門勢家においては各国衙を知行国化すると同時に、更に在地領主の寄進を媒介とするいわゆる寄進地系荘園を獲得するという形態をとって進出した。しかし一方この同じ院政期は、各権門勢家がそれぞれ独自に畿内近国の田堵農民層を直接に新しい荘園の秩序に組織し、そのことによって自己の政治的・経済的・イデオロギー的地位を再編・強化しようとした時期でもあつ

た。従来この二つの過程、すなわち在地領主制の形成及び寄進地系荘園の成立の過程と、均等名荘園に代表されるいわゆる畿内型荘園の形成の過程はそれぞれ別個に研究が深められてきた。そのため、院政期以降の中世日本の全国家

権力機構『人民支配体制がどのような歴史的特質をもって来たかという基本的問題があらためて黒田俊雄氏によって提起され、その政治機構の特質が解明されても、その政治機構がどのような特有の歴史的・政治的矛盾を自らに内包する体制であったかという問題はさらにあらたに問われなければならぬのである。したがって、在地領主『封建領主が国家的支配機構の不可欠の一環をなすに至った中世日本の全国家権力機構『人民支配体制の秘密を明らかにするためには、併行して同時に進行した以上のべた二つの過程が当時の勤労人民各層のどのような現実的生活、経済的・政治的課題に根拠をもっていたか、またそのそれぞれの過程は人民各層のそれらの諸課題を、どのような支配階級諸層がどのような組織原理（イデオロギー）によつて欺瞞的に解決する過程であったのか、そしてさらにこの二つの過程は互いにどのような内的連関を具体的にもっていたか

どの問題が明らかにされなければならぬ。本稿は、院政期における「便補の保」成立の二つの形態に注目し、その各々の歴史的特質を明らかにすることを通して、これらの問題に接近しようとするものである。

① 黒田俊雄氏「荘園制の基本的性格と領主制」『中世社会の基本構造』所収）・拙稿「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」『日本史研究』六〇・六二号)

② 渡辺澄夫氏『畿内荘園の基礎構造』・石母田正氏「院政期の一つの特質について」『古代末期政治史序説』下所収)

③ 黒田俊雄氏「中世の国家と天皇」(岩波講座『日本歴史』中世2所収)

④ 私は前掲拙稿において、第一の封建制形成期における勤労人民各層の経済的・政治的課題については論理的次元において私見を提示しておいた。しかしその具体的把握及び第二・第三の問題については、前掲拙稿において私なりの展望を具体化しえなすにすぎない。なお、前掲拙稿も本稿も、封建制の基礎としての農村(農業問題解決の場)から思考を展開しているのみで、いまだ人民各層の経済的・政治的課題を社会的生産諸力『社会的分業の観点を導入することによって、より具体的・全面的に把握しえていないという基本的限界をもっている。

一 別符私領と便補の保

十一世紀以来、各国衙機構は、国内の荒野・田代・畠代・常荒田・川成など未開地・開発予定地・荒廢地の開発を「別符」により公的に認められることによって成立した別符名・別符村・別符保・別符郷の開発可能性自体を所領として領有するに到った開発領主<sup>Ⅱ</sup>郡・郷司（在庁官人）の共同権力機関に漸時変質しつつあった<sup>①</sup>。すなわち、かかる「別符」という新しい国衙法的手続きをかちとることによって、農奴主階級は、自らの開発田畠でさえも公田として王朝国家<sup>Ⅰ</sup>国司によって収奪されるといふ旧来の古代国家権力秩序をうちやぶり、それを自己の「私宅」の延長としての封建領主的所領（土地所有）として法的に確保・領有することができるようになった<sup>②</sup>。十世紀以来大名田堵、すなわち「私宅」を中核としつつ数十町歩もの庄公田を請作する大農業経営者として一般に自己を再生産してきた家父長的農奴主階級は、ここにあらたに自己自身を体制的に再編成しなければならなくなった。大胆な未開地への移住とその開発活動を通してきたえあげた家父長的支配秩序を外延

的に拡大させるといふ形で明確に封建領主として自己自身を政治的に変革しえなかつた多くの古代以来の名族は、「別符」を法的根拠としつつ新しく荒野から再出発した開発領主<sup>Ⅱ</sup>在地領主によってとってかわられねばならなかつたのである<sup>③</sup>。そして、このような形において未開地・荒廢地の開発が展開するにつれて、漸時、各国衙機構<sup>Ⅰ</sup>留守所はこれら開発領主<sup>Ⅱ</sup>在地領主（在庁官人）の別符私領を法的に保障するところの在地領主層の共同権力機関に変質していった。しかし、彼等在地領主層が国司から「別符」を獲得することによって得た法的権限は、その特定地域内における未開地を開発し、かくして得られた開発田を雜役免田<sup>Ⅲ</sup>領主名として子々孫々所有しようという権限にすぎない。したがって彼等が国衙からその開発を請負った別符私領の内部には、旧来より一貫して大小田堵層によって請作されていたかま知れない。いわんや、別符私領の開発を中核としつつ在地領主層が郡司・郷司<sup>Ⅳ</sup>国衙役人として臨んだ官僚的管轄地域（郡・郷）の内部においては、かかる庄公田の存在は更に大きな位置を占めていた。このような条件のも

とで、在地領主層が国衙・留守所の権力を背景としつつこれら庄公田を耕作している大小田堵農民を自己の領主的支配秩序の中に包摂しようとする時、彼らは一方では田堵農民自身を直接に家父長的な主従関係のもとに組織し、そのことによつて田堵農民自身の「私宅」所有を領主的土地所有の有機的一環にくみ入れようとした<sup>①</sup>。と同時に他方では、自己自身の「私宅」・別符私領を中核とする領主経営の延長としてその勸農活動を一般庄公田にまで拡大し、そのことによつてかかる領主的勸農を庄公田の再生産の不可欠の一環として、位置づけようとしたのである<sup>②</sup>。そして更に十一世紀から十二世紀に入ると、彼等は国役の一部を在家役として賦課するという新しい収奪様式を創出することを通して、自らの家父長的支配秩序を自己の管轄領域内に権力的・暴力的に貫徹せしめようとするに至るのである<sup>③</sup>。以上みたごとき各国衙における在地領主制確立の動向の中で、旧権力者・権門寺社（国司・荘園領主）はどのような独自の対応を示したであろうか。院政期における便補の保の成立はその基本的原理を具体的に示している。

十一世紀後半から十二世紀にかけての白河院政期は、そ

の後に続く鳥羽院政期とは異つて、院自身の巨額の財政的支出が院自身による寄進地系荘園の設立によつてまかなわれるという形をほとんどとらずに、もっぱら各国司・受領への負担の増大という形において解決された点に一つの特徴があつた<sup>④</sup>。たとえば、白河院御願寺たる法勝寺・尊勝寺などの財政的基礎もほとんどあらたな「封戸」の施入というきわめて復古的形式によつて保証されたのである<sup>⑤</sup>。しかし、任国の国内新開発田畠を別名体制のもとに在庁官人・在地領主層に体制的に把握されるに至つていたこの時期の国司・受領にとつては、院近臣といった個人的利害関係にある場合を除いては、このような形における新しい賦課・御封をもはや責任をもつて体制的に請負うことはできなかった。白河院死後、「白河法皇御時初出来事」として「神社・仏寺・封家納、諸国吏全不可弁済事」<sup>⑥</sup>がその一つとして特筆されているが、このことは旧権力者・権門寺社と、在地領主層との政治的矛盾が、国司・受領層に集中していたことを物語っている。

謹檢案内、国富民淳之昔、課役民悉誇田業、調庸租稅合期進済、百姓離散之今、作田減少、新加封戸頻來、課丁之數多、以不足<sup>⑦</sup>。

これは、承德元年（一〇九七）東大寺が、新封戸設定の風潮の中で、近江国司に対し律令国家以来の本来の封戸代年別一千石の進納を要求したのに対し、近江国司自身が事情を弁明した言葉であるが、「百姓離散」、「作田減少」といつている「今」の事態は、決して客観的な歴史的事態ではなく、ほかならぬ国司自身が直面していた現実であった。したがってこの事態は、同時に、封戸の施入を受けた権門寺社自身が直面していた現実でもあった。具体的には、それは権門寺社にとって経済的基盤の不安定、及びその解体の可能性をさえ意味していた<sup>⑩</sup>。そこで、白河院の政策を具體的契機として現実化してきたこのような事態、すなわち国司の立場に集中的に表現されたところの旧権力者・権門寺社全体の危機を打開するために創出されなければならなかったのが便補の保の制度であった。すなわち、国司は封戸主に対しその御封代として国内の一定部分を便補の保に指定・分与し、そのことによって自己の御封徴納責任を在地に転化しようとしたのである。

ところが、この同じ目的のために設立された便補の保には、実はその歴史的性格を根本的に異にする二つの形態が

あった<sup>⑪</sup>。その第一の形態は、特定の権門寺社（封戸主）に封戸代として便補される以前にすでに国衙領における別符私領となっていた郷・保・村・名を国司がそのまま便補の保に指定し、かくして保司となった開発領主の責任において御封料を封戸主たる権門寺社に納進せしめようとするものである。たとえば永万元年（一一六五）、従来若狭國に指定されていた太政官厨家御封代米一七五石の代りとして、太政官厨家に若狭國国富保が便補の保として与えられたが、従来より国衙に二百石の官物を納進していたこの国富保は元来吉原安富なる者の「私領」であった。後年建久六年（一一九五）になって、吉原安富子孫たる国富保司はその保成立の事情について次のように述べている。

当保者吉原安富相伝之私領也、永万元年保号以後、殊入功力、開発荒野、進濟四箇所納物、追年無懈怠<sup>⑫</sup>（後略）

すなわち、国富保は本来吉原安富なる者が「別符」を国衙に申請して毎年二百石の官物を国庫に納進することを条件にその荒野開発権の領有を許可された吉原安富の「私領」であった。そしてこの吉原安富の別符私領が、太政官厨家御封代百七十五石の代りに便補の保に指定されたのである。

若狭国司はその時次の様にのべている。

為便補保、任傍例可令停止國衛使也、於殘米十五石者、可令弁濟  
國庫之狀、所宣如件、以宣<sup>①</sup>

この国司庁宣からも分るように、太政官厨家へ毎年百七十五石、国庫へ毎年十五石を納進する義務を負った吉原安富  
『国富保司は、国富保内の荒野開発が百九十石の官物を納進しうるまでに進行していなくても定額の官物を納進しなければならぬ代りに、それ以上に広大な開発を進めても差当りは、同じ定額の官物を領主・国庫に納進しさえすればよかつたのである。後年保司は「当時雖無異論、保号之後、暗、補、四、箇、所、納、物、依、未、加、檢、注、保、内、田、畠、其、數、難、知」とのべているが、これは以上の事情を物語っている。以上のごとくして成立した太政官厨家領国富保は、その後寿永二年（一一八三）になつてはじめて官使による田畠檢注が実施されることになつたが、内乱のためその実施は建久六年（一一九五）に至つて実現され、ここに現実の田数にもとづいて「長日御修法供米」『官物を太政官厨家に納進する新しい体制に再編成され、その結果その名も国富庄と変わるに至つたのである。』<sup>②</sup>

以上の過程から明らかになく、かかる形態の便補の保の成立ということは、国司が御封を現実の国内公田からあがる生産物によつて納進する体制から、未開地の開発領有権を得た開発領主『別符司にそれを請負わず体制に転換したことを意味している。ここに封戸主の収入は在地領主の開発活動に完全に依存することになつたのである。かかる形態の便補の保の成立が、保司自身によつて単に「保号」という言葉で表現されるのも、全く彼自身の別符私領をその基礎とするものであつたからであらう。

さて、応保二年（一一六二）東大寺僧覚仁の努力によつて東大寺が上野国司から獲得した「東大寺御封便補保箇部郷」もまた、箇部郷司（保司）がそれ以前に「郷分田代荒野」を「殊致能治、可開発」という内容の申請を提出した結果、国司から「郷分田代荒野、不論多少、儘可充行」という「別符」を獲得していたところの別符私領であつた。<sup>③</sup>それ以前久安年間に東大寺は同じく僧覚仁の努力によつて紀伊国山田保、<sup>④</sup>讚岐国原保、金倉保、<sup>⑤</sup>加賀国石内保、<sup>⑥</sup>及び美作国、越中国における便補の保の国司庁宣などを獲得しているが、たとえば、越中国の保について「便補保庁宣了、但

只荒、狭少云々」と覚仁自身が記しているように、これらの保は全てこの第一の類型に属する便補の保であった。ところが、この同じ時期に、僧覚仁は伊賀国において、東大寺領黒田庄庄民（寄人）出作田畠をおなじ東大寺御封代として全面的に寺領化するために、伊賀国目代・在序官人・名張郡司源俊方など伊賀国在地領主層の全勢力と激烈な争論をくりかえしていたのである。すなわち、東大寺僧覚仁は東大寺御封代の獲得という同じ問題を解決するため、一方では在地領主の別符私領を便補の保として獲得するために多大の努力をかたむけつつ、他方ではその別符私領を中核として成長してきた在地領主層の全勢力と対決して黒田庄出作田畠を寺領化するために巨大な精力をかたむけていたのである。この事実はこの時期の権門寺社のあり方を考える上でみのがしてはならないことである。この時期の東大寺が一つの問題を解決するために明らかに二つの顔をもっていたという事実は少なくとも東大寺の歴史的な性格を考えると重大な意味をもっている。

① 大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」『史料』四三卷一（号）

② 前掲拙稿(㉔)の(a)

③ 石母田正氏は『中世的世界の形成』第三章第一節において、伊賀国名張郡の古代以来の譜代の名族伊賀氏が北伊賀の阿閉臣氏とともに十一世紀中葉を劃期として、郡司に就任しうる政治的・社会的地位を喪失し、それに代って猪氏、長谷氏、丈部氏などの新興氏族が郡司職を争奪するに至った事情を明らかにしているが、このような十一世紀中葉における「新旧両勢力の交替」はほぼ全国的な現象である。なお、十一世紀後期になって名張郡司職を領有するに至った丈部（源）氏が、十一世紀中期以来、別符私領名張郡築瀬村などの荒野開発から出発したところの開発領主であったことは、この交替の歴史的性格を具体的に物語っている。

④ 戸田芳実氏「中世の封建領主制」（岩波講座『日本歴史』中世2所収）の(㉔)「領主制の基本構造」。及び前掲拙稿(㉔)の(a)。

⑤ たとえば、建久三年（一一九二）高野山僧鋈阿は、高野山領備後国太田庄の荘園的支配秩序を確定するに当り、在地領主太田庄下司公文等の「勸農」活動が官物公事の対象たる庄田全体の再生産に不可欠なものであることを明確に認定し、そのために一定限度の下司公文給田・得分の増加を積極的に肯定して次のようにのべている。「(前略) 抑件免除等事、頗不似普通之作法歟、雖然令安堵庄官百姓等、無懈怠備進仏聖燈油、且為令勤仕次第寺役、所免除条々物也……両郷下司公文等各深存其旨、知行郷内田畠不荒段歩、所当官物勿致合夕未進、兼田代畠代荒野、悉致勸農、至末代不令闕如彼行法途料(後略)」(建久三年

正月十五日「僧饒阿下文」高野山文書室簡集一〇一—四一—号文書。工藤敬一氏「鎌倉時代の領主制」〔日本史研究〕五三(号)参照。

⑥ 戸田芳実氏「国衙領の名と在家について」〔中世社会の基本構造〕所収。及び前掲拙稿(三)(b)。

⑦ 竹内理三氏「院庁政權と荘園」(同氏「律令制と貴族政權」第五部所収)

⑧ 竹内理三氏「六勝寺建立の意義」(同右書所収)

⑨ 「中右記」大治四年七月十八日条。

⑩ 承徳元年十二月廿四日「官宣旨」(平安遺文一三八八号)

⑪ 白河院によって施入された寺封一、五〇〇戸を主要な財政的基盤とした白河院御願寺尊勝寺は十三世紀鎌倉初頭にはすでに全く荒廃してしまっていた。(竹内理三氏「六勝寺建立の意義」)

⑫ 清水三男氏は「日本中世の村落」第一部第二章「保と村落」において、保を大別して「私領の保」と「便補の保」に分け、さらに特殊なものとして権門寺社に隸属する神人・寄人の集団を示す保をあげた。前二者の区分は国衙領における在地領主の私領としての保と権門寺社に便補された貴族所領としての保を区分する意味では有効な分類である。しかし「便補の保」自体を見れば、本稿でみるごとく、実は清水氏が第一にあげた国衙領における在地領主の私領としての保を基礎とするものと、氏が第三にあげた権門寺社に隸属する一定地域における神人、寄人の集団を示す保を基礎とするものがあって、その意味においては、むしろ、第一の領主的保と第三の農民的保に大別す

ることが必要である。

⑬ 永万元年二月廿四日「若狭国司庁宣案」(平安遺文三三五四号)。なおその百七十五石は官御願米(公家長日御修法供米)二十石、造米(造八省院料米)百石、法花会料米(円宗寺法花会用途)三十五石、官厨家納額代(太政官厨家納物)二十石に分けられていた。

⑭ 建久六年十二月四日「太政官符案」〔続左丞抄〕第一所収)

⑮ 註⑬に同じ。但し、本来ならば二五石が残米として国庫に進納されなければならないはずであるのに、残米十五石となっている理由は充分明らかではないが、あるいはこの機会に保司得分としてその内十石は免除されたのではないであろうか。

⑯ 註⑬に同じ。

⑰ 同前文書。この場合官使檢注によって国富庄田となった田三四町一段三百五十歩(見作二十五町三段二百九十歩、田代八町八段六十歩、常荒三町余)は基本的には開發領主保司によって開發されたものであると考えられるが、その中には同時に「国中土民入作保領、任自由、或称松林寺田、或号細工名田、不従保司、所勘、对捍官物、不勤雜事 因茲去年(建久五年) 勸子細、触訴国司之処、任公驗之理、停止、彼引田等、可令、一、由、所成裁決庁宣也」と保司が述べているごとく、一般農民層によって開發・耕作されていた公田もかなりふくまれていたと考えられる。したがって、領家側及び国司がこの開發領主開發田保司名と土民開發田公田との両方を共に檢注した上で、あらためて保司の勸農を媒介としてその全体を庄田として把握する体



制をつくりあげた時、国富保は国富庄に転化したのである。

⑮ 応保二年三月九日「上野国司庁宣案」（一九四号）。及び永万年十二月十七日「上野国司庁宣案」（三三七二号）

⑯ 久安三年十一月日「東大寺政所下文」（二六三六号）

⑰ 承安五年五月日「東大寺莊園文書注文」（三六九〇号）

⑱ 久安三年四月十七日「東大寺印藏文書目錄」（二六〇九号）

⑳ 久安四年五月十六日「東大寺封戸濟香等注進狀」（二六四八号）

㉑ 久安五年五月六日「東大寺僧覚仁・伊賀国目代中原利宗問注

記案」（二六六四号）・久安五年六月十三日「伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記」（二六六六・二六六七号）。

## 二 田堵所領田と便補の保

今まで述べてきた便補の保を仮に領主的保と名付けるとすれば、これから述べようとする便補の保の第二の形態は、いわば農民的保と名付けられるべき性格をもっている。この第二の形態は、国司の立場からは任国内の一定公田を封戸代として封戸主たる権門寺社の「保田」に指定し、その官物雑公事を当該公田請作者たる田堵農民から直接に封戸主に納進せしめるものであり、その限りにおいては封戸代として一定の免田を封戸主に与えることと全く同じである。ところが、このようにして「保田」がどんどん設定された

院政期は、従来国衙権力自体によってその収納を保証されてきた免田制度（王朝国家体制下における権門寺社に対する給与体系）自体が国衙機構全体の変質の過程の中で体制的危機に直面していた時期であった。

たとえば、在地領主「安芸国在庁官人・高田郡司藤原氏がその下司職を保留して中原師業に寄進した「安芸国高田郡郷々田畠山林」が平氏政権下の承安四年（一一七四）に猶子中原業長によって預所職保留を条件として安芸国一宮殿島神社に寄進された時、殿島神社神官は次のようにその喜びを述べているのである。

神官等謹檢案内、業長蒙示現、依令寄進一郡□、官符以下奉進□社□畢、神慮之至、靈驗揭焉、故何者、当郡内、謂御油免、謂御保田、当社領田郷々皆所相接也、然而各余田□社家等依為公郷、人民逃亡、田畠荒廢、□政之甚、恣於虎之故也、因茲神領田又致不慮荒廢、是則田畠本自不為田畠、待人民耕作、成如雲反稼、然者有御油免之名、依人民洩散、動耕作之災、以不作田、不能備進御油、此事神官等年來之歎、莫過於此、是以遂有御示現、一郡公驗到來畢、□非希代感慮哉。

すなわち、安芸国高田郡内全体に高田郡司「在庁官人藤原

氏の領主的支配秩序が滲透するにつれて、従来同郡内に設定されていた巖島神社の「御油免田、御保田」は、「人民逃散」による荒廢の危機にみまわれなければならなかったのである。ここに神官によって「人民逃散」と表現された事態は、決して現実に高田郡から人民が逃散したことによつてもたらされたものではなく、従来これらの免田を請作してきた「人民」田堵農民たちが新しく在地領主藤原氏の家父長的・領主的支配秩序の中にイデオロギー的あるいは暴力的に組織されたことによつてもたらされたものにはかならない。彼等はこの理由を「政之甚、恣於虎故也」と説明している。その結果、「田畠本自不為田畠、待人民耕作成如雲反稼」という当然すぎる真理にあらためて気付かねばならなかった権門巖島神社神官は、在地領主藤原氏の勸農活動を媒介として再生産されていた高田郡全体の莊園本所職を獲得することによつてようやくその経済的基礎を安定させることができたのである。もとより、かくも安易な解決が可能であったのは、巖島神社が、当時権力の中樞を把握していた権門平氏の氏神という立場を獲得していたからにはかならない。ここに、危機におちいっ

た免田制度にとつてかわつて、在地領主の勸農活動を媒介として再生産される寄進地系莊園が國家權力の中核を構成する権門神社の経済的基盤として登場してくる具体的姿をみることができる。このように院政期においては、免田はそれを耕作する生産者田堵を何らかの形で独自に組織することなくしてはもはや貴族的所領として全く意味をもたなくなつていた。いいかえれば、権門神社にとつても、その所領は、もはや、従来のように國家權力によつて保証された非人格的な物權の対象ではありえなくなつていたのである。そればかりではなく、権門神社の免田に指定されていらない一般公田もまた荒廢の危機にさらされていた。たとえば、治承三年（一一七九）、すでに平清盛の莊園になつていた安芸國壬生郷では在地領主による寄進を契機に本家の取納がほとんどなくなつてしまつたが、これは「是偏地頭、等、依、張、行、非法、士民、浪人者、恐、名、主、等、之、妨、無、寄、作、之、輩、故、」であつた。ここに「名主等」とあるのは地頭名・公文名などの名主すなわち「地頭等」を指していると考えられるから、「仏神事、本家役」の本来の対象たるべき壬生郷公田庄田は彼等の領主的支配秩序の貫徹に應じて荒廢の

危機に直面していたのである。まさに免田制度の危機は、本来の王朝国家的秩序下の公田自体が、在地領主の勸農活動を媒介として再生産されるべき庄田（公田（官物田））に変質しなければならぬという国衙機構自体の変質の一環として生じたものであった。

その意味において、国司にとっては任国内の一定公田を免田に指定することにすぎないこの便補の保の設定が、その保を得た封戸主（権門寺社のみならずその保民自身によっても、特に「建立」という言葉で表現されている事実は注目に値する。例えば、承徳二年（一〇九八）に成立した感神院領丹波国波々伯部保について、後年元久二年（一一〇五）感神院社司等は

如此保者顯々權長吏行、円以私、坪付、御建立之、保也

と述べており、又同年近江国犬上郡に設定された便補の保について長寛二年（一一六四）感神院所司は「当国保者、以承徳年中被立、犬上郡内」と述べている。さらにまた建久八年（一一九七）穀倉院領播磨国小犬丸保の「百姓等」は二百年も以前のことと伝えられていた小犬丸保の成立について「当保建立以降、四至内山野畠地在家、皆所領知来也……」

と述べており、これを受けて領家穀倉院側の管理者（保司も「当保建立之後、漸雖及二百歳……」と述べている。それでは、便補の保の第一形態・領主的保の成立が「永万元年保、号以後……」などと表現されたのに対し、その第二形態・農民的保の成立が特に「建立」という言葉で表現されたのは何故であろうか。この「建立」という言葉は具体的に何を意味しているのであろうか。

延久四年（一一七二）後三条天皇の行幸をはじめて受けた延暦寺末寺感神院は、応徳三年（一一八六）はじめて賀茂社の例にならって「用途之御封」を白河院から施入された。

この御封は「普在諸国」と記録されているだけで指定された国名は明らかではないが、少くともその後その封戸代として便補の保が設定された近江国・丹波国には指定されていたものと考えられる。次いで承徳元年（一一〇九七）感神院は堀河天皇からその病氣回復祈願のために封戸五十畑を寄進された。ところがその翌年承徳二年（一一〇九八）になって白河院及び感神院は、その経済的基盤の安定化のためにこの「用途之御封」を便補の保にきりかえる方針をうち出し、その結果、現在明らかにしうるものとしては、丹波国波々

伯部保、及び近江国犬上郡・浅井郡に設定された二保がその時感神院に与えられた<sup>⑧</sup>。まず近江国浅井郡に設定された保についてみると、後年元亨三年に編集された「祇園社記」は

祇園大別当行円、開発田、近江国浅井郡被下国司庁宣畢

と記録している。すなわち、当時感神院大別当であった行円の浅井郡内「開発田」が「国司庁宣」によって便補の保に指定されたのである。ところがこの保はどのような事情によってか感神院領便補の保としてはすぐに解体してしまつたものようで、その代りとして康和三年(一一〇一)に至つて近江国蒲生郡守富保が便補の保として設定されたが、この場合も「任行円申請、被改同国守富保、被定御塔御封代被下国司庁宣」と記録されているように便補の保の場所は「行円申請」によって決定されている<sup>⑨</sup>。次に、やはり承徳二年、近江国犬上郡内に設定された保についてみると、この保はその後数十年は感神院領として維持されたが、その後保田作人から全く「所当」が納入されない事態にたちいたり、その結果、感神院はその代償として保延年中に近江国坂田郡細江郷内にあつた「散位源保之坪付」をもつて

国司に申請し、それをあらたに坂田保として獲得したのである。ところが、その同じ坪付を領作していた院庁大番舎人等が「自往古無指領主、自号開発由、不信用国司庁宣」と称して「日別御供」を感神院に納進しなかつたため、更に鳥羽院の院宣を得てようやく「住人」を承伏させることができたが、やがてまた「保民等為難濟」という状況におちいつてしまつた<sup>⑩</sup>。以上承徳二年近江国に設定された二つの保の例から分るように、まず第一にこれらの保が「行円私坪付」・「行円開発田」・「散位源保之坪付」といった感神院所司の具体的に坪付まで定まつた私領田を感神院が便補保田として国司に申請することによって成立しているという点が目される。このことは、便補の保設定にあつて国司は自己自身あるいは留守所の意志によって自由に保田を指定するのではなく、逆に感神院側がすでに保田として申請すべく準備をととのえた田地に対し便補の保たることを承認する国司庁宣を発するにすぎないことを示している。第二に注目すべき点は、以上のごとく事前に準備作業がほどこされているにもかかわらず、これらの便補の保は貴族的所領として非常に不安定であり、しかもその原因が単に

国衙権力による直接的圧迫という点にだけあるのではなく、むしろその保民、保田作人の政治的動向の中にあると考えられることである。つまり、保の「建立」ということとは、単に国内の一定の公田が権門寺社の御封代便補の保として国司によって与えられるということだけを意味するのではなく、その前提条件をなすところの、領家、封戸主自身による以上みた「開墾田」等の獲得過程をも含めたその全過程を意味しているのである。

有名な承徳二年十月十五日付「丹波国波々伯部村立券文案」は、感神院領波々伯部保成立におけるその後者の過程を具体的に示している。すなわち、この文書は丹波国多紀郡草南条波々伯部村の田堵十三人が六町九段廿歩から三段にわたるそれぞれ散在せる「先祖相伝所領」の「所領田」を「感神院御加徴米之代」（負債の質物）として感神院大別当行円に寄進するためにしたためたところの「立券」の解状である。これらの「所領田」の所有者であったこの十三人の大小田堵は、「行円から「領主之輩」と呼ばれているように、各々その散在する「所領田」に対して、開墾に由来する私領主権を領有する比較的上層の田堵農民であった。し

かし彼等の「所領田」は国衙からみれば公田にほかならない。したがって彼等は、荒廃させないかぎりその坪付の田地を恒常的に請作する権利と、その田地を他人に貸与した場合に加地子として収納しうる額だけの官物を免除される権利とを有していたのである。その彼等が、おそらくは感神院大別当行円の高利貸的活動を媒介として、共同してその「所領田」を行円に寄進することになったのである。ここで重要なことは、かかる私領主権を自らの主要な請作田

の公田の上に確保していた上層農民、大小田堵が、自分たちの共通の利害のもとに感神院大別当行円なる人物を媒介として一個の政治的統一行動をもったという事実である。すなわち、彼等は自己の「所領田」に加地子徴収権を共同で、行円に寄進するという政治的統一行動を媒介としてこの地域において感神院神人集団を結成したのである。その後、半世紀もたってからではあるが、保元三年（一一五八）感神院所司はその頃の丹波国波々伯部保について「当保者、田数狭少之上、耕作神人僅七八人許也」とのべているが、この言葉はその間におけるはげしい変動を物語ると同時に、本来この保が「耕作神人」を基盤にして成立したことをも

物語っている。しかも、ここで重要なことは、一人一人の田堵が個別的に感神院神人という身分に組織されたのではなく、「所領田」の所有者であるという、田堵農民、上層農民としての共通の社会的・政治的利害を媒介として、彼等だけの共同組織をあらたに結成することを通して、集団として神人身分を得たことである。ここに感神院大別当行円を媒介として結成された特定の田堵農民『上層農民の政治的共同組織は、寛治六年（一〇九二）の青蓮院領山城国八瀬里の「座」において指摘された特徴を共有するものであったと考えてよいであろう。すなわち、この組織は一定地域を基盤にしているとはいえず、そこに住む住民の中の特定の住民によって構成された封鎖的・特権的な性格をもった共同組織であり、また領家への奉仕を媒介として結成された政治的共同組織であった。<sup>⑤</sup>すでにかかる神人集団そのものを「保」と称した例として鎌倉初期における松尾社領西七条六箇保があげられているが、<sup>⑥</sup>天永二年（一一二一）「延暦寺根本法花堂寄人注進状」は、おそらく近江国内にあったと考えられるある「保」が「保内」の「御堂寄人」十五人によって構成されていて、その外に保司散位中

原氏の管轄として神人四人、「御保内之外御堂寄人」何人がいたことを示している。しかも保内寄人十五人のうち寄人たる「請文」を提出していない者が三人もいたのである。<sup>⑦</sup>すなわち、彼等は「保内」の寄人としてまず集団として延暦寺根本法花堂に隷属していると同時に、その土台の上で個々人として「請文」を提出することを通して寄人たることを確認されているのであり、ここに寄人自身による共同組織という側面と、それがほかならぬ根本法花堂寄人としてはじめて可能になっているという側面とが表現されている。

以上みたように、感神院大別当は国司と交渉をする以前に、特定地域の特定の田堵農民『上層農民を神人集団として組織し、そのことによって「行円私坪付」』『行円開発田』を獲得し、このような準備の上に立ってその坪付の公田を御封代便補の保として国司に申請したのであった。一方、この申請を受けた国司の立場としては、国衙領内一般田堵層が中央権門勢家の神人・寄人となること自体については何ら干渉しうる力をもたなかった。寛治七年（一〇九三）法花寺から同寺領近江国野洲庄百十八町歩を「修理職寄人」

が耕作することを禁止してほしいと申入れられた近江国司は、「任本免数可被免除也、但至干修理職、寄人耕作、段歩者、非、国、之、所、知、可被下知本職敷」とこたえているが、国司にとつてはもはや公田を免除するという法的処置だけが責任をもつて出来ることであつたのである。<sup>⑤</sup>このような国司の立場は、あたらしく免田を設定する場合、その時権勢をほこつている権門寺社からの要請であれば、その権門寺社の寄人・神人の請作田・公田を庄田として免除するという態度となつて現れた。たとえば天治二年（一一二五）近江国司は愛智郡司に対し次のような庁宣を發している。

可早任 宣旨并先例、以寄人所作請坪、切溝、尊勝寺御香園、庄田、伍拾陸町事、（略略）<sup>⑥</sup>

このような立場にあつた国司が承徳二年の感神院便補の保設立に際して大別当行円自身が獲得した「私坪付」を申請したのに対して、そのまま許可を与えたのは当然であつた。

以上の手續を経て感神院領便補の保丹波国波々伯部保等が成立すると、大別当行円自身はこれらの保の保司となりおそらくはかつて大小田堵から寄進されることによつて得た加地子得分を保司得分として確保し、保田よりの官物所

当雜公事（長日神供・御塔料・恒例臨時社役）を感神院へ徴納する責任をもつたものとおもわれる。<sup>⑦</sup>このような性格をもつた保司職は、この後行円子孫によつて相伝されていつたが、その歴史的機能は在地領主制の進展に対抗してそれに抵抗する農民を恒常的に神人集団として組織することにあつた。そのために、在地領主層による領主的支配秩序の滲透や、また他の権門寺社によるあたらしい組織化によつてこの田堵農民の政治的共同組織が動搖をはじめると、この保はたちまち解体してしまふ可能性をもつていた。しかしまた一方、その反対に、彼等が自己の小「私宅」を基礎としつつ、在地領主の領主的支配体制・家父長的主従関係にくみこまれない、勤勞農民として自立した生産・生活を維持・發展させようとするならば、どうしてもこのような共同組織を強化し、そのことを通して客観的にも主観的にも権門寺社の全勢力をより強力に再生産しなければならなかつた。建久八年（一一九七）、穀倉院領播磨国小犬丸保の保民「百姓は、応保年間に於ける布施郷の寄進地系荘園化を契機とする在地領主」布施郷司の領主的支配体制の強化・拡大に抗議して次のように述べている。

当保建立以降、四至内山野、畠地在、家、皆所領、知来也、而被立布施庄之日、悉被掠領也、所行之旨、未曾有之狼藉也、(所)当他未聞如此之例、凡被点畠地者、士民居住何処、勤仕課役、被押領池者、以何水令養作田、點定在家、被妨住者、以誰人耕作保田、可令濟所当官物乎、当保者早損之境、追年之訴更無絶時、其中当保一滴之水尚以難得、因茲往古士民等、廻計略尽功力、更購築池、溉入作田、備進年貢、是公平之其一也、豈又非国益乎(下略)

小犬丸保民、百姓の証言から明らかのように、小犬丸保作田の耕作が保証され、領家に「所当官物」・「課役」が責任をもって納進されうる基礎的条件は、本来、保民自身のみ「在家」・「私宅」の私的所有、「畠地」の私的所有が無制限に保証され、そしてさらに他のあらゆる生産諸条件（山野・池など）が彼等農民自身の主体性によって確保されるということであつた。「四至内山野畠地在家」を「領知」してきたのは領家ではなく保民たち自身であり、領家はその基礎的条件のもとに保民自身によって再生産される保田を所有するにすぎなかつた。したがつて彼等大小田堵農民がかかる政治的共同組織に結集した基本的理由は、在地領主の領主的支配体制の拡大・強化に対決しつつ、田堵農民と

しての自立性を維持し發展させるためであつた。このように考へるならば、康和三年（一一〇二）に「建立」された感神院領近江国蒲生郡守富保が、かつて浅井郡に設定された保にかわつて、感神院四箇保の一つとして安定的所領になつた理由として、その翌年康和四年におこつた国役・雑公事をめぐる感神院側と国衙・蒲生上郡司との争論をあげることができらるであらう。その結果、近江国守富保作田に対する万雑公事の免除を要求した保司・行門の申請をみると、近江国司は「件保臨時雑役、可便補中男(作坊カ)油代之由申請之旨、尤有便宜事也、仍万雑公事一切可停止也、兼又作人在家、役郡司不可云煩之状、如件」と回答を送つたが、ここにおける基本的對抗関係は、蒲生上郡全体にわたつて在家役賦課を貫徹させようとする蒲生上郡司・在地領主と、かかる「在家」・「私宅」に対する直接的賦課をあくまで拒否しようとする守富保民との間にあつた。そしてこの政治的對抗がこのような具体的契機を媒介として感神院側の努力によつて一定の決着をみたということが守富保を安定的所領たらしめた理由であつた。しかしまたこのように神人組織が如何に強固であつても、保は簡単に国司自身の意志によ



って否定されえた。例えば前述した丹波国波々伯部保は行  
 門の死後丹波国司によって「押領」されてしまった。そこ  
 で波々伯部村保司職を相伝した行門息隆円は丹波国司分の  
 材木を負担することを条件にしてようやく感神院領便補の  
 保として復活することができたのであった。<sup>②</sup>しかし現実に  
 復活し得た背後には、保司私領としての波々伯部私領田、  
 及びそれを支える田堵農民の感神院神人としての共同組織  
 自体が存続をつづけていたという事実上の力があつたと考  
 えられる。したがってここにおける国司押領はその保田の  
 官物雑公事の没官を意味するだけであつて、田堵所領田を  
 領有する保司私領自体の否定を意味するものではなかつた。<sup>③</sup>

以上の考察によつて、私は院政期における便補の保の第  
 二の形態・農民的保の成立とその歴史的性格を明らかにし  
 てきたが、ここにみられる過程は、天永四年（一一三）鳥  
 羽天皇が「所々神人衆徒等濫行」の停止を石清水八幡宮に  
 祈願した宣命において一般的のべている事実と完全に一  
 致する。

爰頃年以來加多、神人濫惡越為先之、緇侶貪婪越為本之、或波公  
 私、田地越、押領之、或波上下乃物越掠取留不論京畿須、不嫌邊

(マ)、垂須、結黨、比成、群、且、墳城、比、盜、郭、竊。<sup>④</sup>

すなわち、権力の中核から相対的に自立した権門寺社の神  
 人緇侶はオルガナイザーとして畿内近国を徘徊しつつ、そ  
 れぞれの地域で領主的支配に内在する矛盾を利用しながら  
 農民を組織し、それを通して公私の田地を貴族の所領に編  
 成しつつあつたのである。そして、院政期から鎌倉初期に  
 かけてそれぞれの地域の各階層の農民がこのようなあた  
 しい政治的条件の中でどのような政治的秩序をえらぼうと  
 したか、またそれがどのような政治的決着に至つたかとい  
 うことが、少くとも鎌倉幕府が全国家権力機構の一環とし  
 て存在しつづけた十二・三世紀の間、その地域の政治的秩  
 序に決定的な規定性を与えつづけた。たとえば、感神院領  
 丹波国波々伯部保は、治承寿永の内乱後近江国坂田保・守  
 富保と全く同一の原則によつて、院政期以来の伝統を基礎  
 として再編成されたが、承久の乱を契機に保民の中から感  
 神院側より下司に補任された刑部丞盛経その子盛保が漸時  
 保民を家父長的な一族組織に再編成しつつ鎌倉御家人にな  
 るまでに成長した。<sup>⑤</sup>それに対し感神院側は「為神人身、入  
 身於御家人之条、無謂」という態度をとつたのであるが、正

安元年（一二九九）に至って遂に、自らを在地領主として社会的に位置づけようとする下司氏澄と、旧来の支配秩序を守りぬこうとする感神院とが六波羅探題において対決することになった。その時、下司氏澄は

当保者、氏澄為開発之私領之間、下司職（下司職名田島）則重代、相伝也

と主張したのに対し、感神院側雑掌は

当保者、承德二年本名主等、依寄附干權長吏行円、即令寄進当止畢……盛経者承久年中為社恩、始所令恩補也、何称開発之領主哉、<sup>④</sup>

と証拠文書をあげて反駁し、その結果完全に感神院側の勝訴に終わったのである。この争論において、下司氏澄が勝訴しえなかったのは、その下司職が「重代相伝」の「開発之私領」に根拠をもつものであることを遂に文書をもつて証明することができなかったからであるが、この事実が院政期における別符私領に法的根拠をもつ「開発」ということが鎌倉時代全体を通じて在地領主にとって如何に重要な問題であったかを示すとともに、院政期における田堵農民層の政治的動向が、いかに独自の政治的規定性を十二・三世の全国家権力体制に与えたかをも具体的に示している。

① 承安四年十月日「安芸国鞆島神社神官等解案」（三六六四号）  
② 治承三年十一月日「前太政大臣平清盛家政所下文」（三八九一号）

③ 平氏政権下において、西国の在地領主が自己の所領を平氏一門に寄進した場合、一般にその寄進を契機に、領内に自己の領主的支配秩序を急激に暴力的な形で貫徹せしめようとした。ここにあげた安芸国壬生郷、及び播磨国布施郷（建久八年四月廿日「官宣旨案」（「続左丞抄」第一所取）、あるいは備後国太田庄（建久元年十一月日「金剛峯寺根本大塔供僧解状案」（高野山文書宝簡集五―五二号）などは、いずれも同じ歴史的過程をたどったものと考えられる。

④ 元久二年三月二日「後鳥羽院序下文案」（経光卿記「民経記」紙背文書）

⑤ 長寛二年九月廿五日「官宣旨」（三三一〇号）

⑥ 建久八年四月廿日「官宣旨案」（「続左丞抄」第一所取）

⑦ 「扶桑略記」延久四年三月廿六日条。

⑧ 長寛二年九月廿五日「官宣旨」（三三一〇号）所引「感神院所司等解」は「謹検旧記、当社日別御供者事起白河堀河两朝之御願、以賀茂例所被始置也、用途之御封、普在諸国」とのべている。また元亨三年法眼晴頭筆「祇園社家条々記録」（「八坂神社記録」上所取）には「応徳三年被口准賀茂社佳例、被備進日别十三前神供」記録されている。

⑨ 「中右記」承德元年四月廿六日条。

⑩ 前掲「祇園社家条々記録」は「承德二年、為無末代退転、為

其長日用途新所、被寄附四箇保」と記し、丹波国波々伯部保・近江国坂田保・近江国守富保・備後国小童保をあげているが、この四保が神供日次を一年間にわたって順次進納する体制に固定化したのは鎌倉初期文治ノ元久期であり（文治三十年十月十七日「後白河院序下文案」・前掲元久二年三月二日「後鳥羽院序下文案」〔経光卿記（民経記）紙背文書〕）、そこに至るまでにはいくつかの曲折があった。

⑩ 「祇園社記」第一（『八坂神社記録』上所収）

⑪ 長寛二年九月廿五日「官宣旨」（三三三〇号）

⑫ 承徳二年十月十五日「丹波国波々伯部村立券文案」（一三九八号）。十三人の田堵がその「所領田」を行円に寄進した場合、行円はそれを「感神院御加徴米之代」として受領したが、これが具体的に何を意味するのか充分に明らかでない。しかし以前に行円がこれらの田堵所領田から「加徴米」を徴収しうる権利をもっていたとするならば、おそらくその権利は社僧行円の高利貸的活動の結果生みだされたものであると考えられる。保延二年九月日「明法博士勘文案」（二二三五〇号）は日吉社神人Ⅱ大津神人の高利貸活動が「以領地、為質券」という具体的形態をとっていたことを示している。この場合も一応日吉社神人の場合とおなじように解釈しておきたい。

⑬ 戸田芳実氏「国衙領の名と在家について」（『中世社会の基本構造』所収）

⑭ 註⑬参照。

⑮ 保元三年五月十八日「感神院所司等解」（二九二九号）

⑯ 嘉元三年二月、近江国菅浦内、日指・諸河百姓等二十五人は、日指・諸河が隣庄大浦庄によって押領されたという共通の政治的問題を解決するために、「日指・諸河田島等於半分者、永代可為山門御進止」ということを条件に「二宮権現之神人」となる「契約」の請文を山門二宮権現社に提出した。（嘉元三年二月日「日指・諸河百姓等請文案」〔菅浦文書京大影写五号七一番文書〕この「契約」にみられる神人集団結成のあり方は中世畿内近国の一般農民層が共通の政治的問題を解決する時に必ずとった組織原理を正確に示している。

⑰ 赤松俊秀氏「座について」（『史林』三七卷一号）

⑱ 清水三男氏「中世村落の構造」第一部第二章は、松尾社領西七条六箇保について「この社領は松尾社の神人がこの地に住んでいる関係から、神人私有の土地が同社の領有に帰したので、同社の領有が先にあつて、それから神人の同社奉仕を導いたのではないと思はれる」と述べている。

⑳ 天永二年十二月十二日「根本法花堂寄人注進状」（一七六〇号）。また長治三年「近江国愛智郡鳩供御人等解」（一六五三号）は、日吉社領愛智郡日吉保について「件日吉保、本春宮亮御任、始所申請之開發、平流一郷新開十五町也、其後毎国司遷替之刻、漸々諸加、今既二百余町、神民二百余人也、然則、件保神民、可令勤仕、彼祭也……」といっている。

㉑ 寛治七年八月廿一日「太政官符」（一三一九号）

㉒ 天治二年七月日「近江国司序宣」（四九七七号）

㉓ 「祇園社家々記録」は近江国守富保に關して「最初保司行

円」と記録している。また丹波国波々伯郡村保司職は、行円―  
隆円―藤原氏―桓円と相続された。(仁安二年二月五日「感神  
院大別当桓円解」〔三四一四号〕)

⑳ 建久八年四月卅日「官宣旨案」〔「統左丞抄」第一所収〕。なお  
本節註③及び前掲拙稿⑤の(b)参照。

㉑ 前掲拙稿(一)参照。

㉒ 康和五年二月廿一日「山城国感神院所司解」(一五一一号)

㉓ 仁安二年二月五日「感神院大别当桓円解」(三四一四号)

㉔ 権門寺社に貴族階級が全体として二つの人民支配様式をもた  
ざるを得ない以上、その国衙支配の代表者たる国司が、その時  
々の権門勢家間の力関係及びその利害関係の中で異った方針を  
同時に出すことは当然ありうることであった。

㉕ 天永四年四月十五日「鳥羽天皇宣命案」(一七九三号)

㉖ 文治三年十月十七日「後白河院序下文案」・元久二年三月二  
日「後鳥羽院序下文案」(「経光卿記」〔民経記〕紙背文書)なお

経光卿記紙背文書文治三年「後白河院序下文案」は「祇園社記」  
〔「八坂神社記録」下七七―七八頁〕にも収録されている。しか  
し誤写、脱落が二・三あり経光卿記紙背文書により訂正するこ  
とができる。また紙背文書の方も文書下部がほとんど欠字にな  
っているため「祇園社記」でおきなう必要がある。「祇園社記」  
をもとにして異同を示せば次のようになる。

七七頁八行目十字目 蒲 蒔  
七七頁十三行目二二十字目 蒔  
七七頁十四行目十字目 蒔

蒔 (其カ) 蒔

八八頁三行目四字目 波 段

八八頁四行目十二字目 詩 請

八八頁四行目二九字目 有 省

八八頁四行目三十字目 者 (欠)

及び、八八頁三行目四字目以下に「大番給田參段小之外」  
作否、為保田可令專日別」が脱落している。

なお、この時期の再整備が具体的にどのようなものであった  
かは分らないが、大和國池田庄にみられたような円田化・名主  
体制整備がおこなわれたことを示すと解釈できる史料は少くな  
い。

㉗ 正安元年十二月廿三日「六波羅下知状案」〔「祇園社記」御神  
領部第二所収〕

㉘ 註㉗に同じ。六波羅探題は、「氏澄之、族、盛利可停止御、家人  
号、之由、建治三年裁許之上、内一族、盛親、寂蓮、永茂、対干、社家、  
出種々、怠状、畢」といっているが、下司一族寂蓮・永茂などは明  
らかに波々伯部保名主であり、下司と家父長的主従関係に入っ  
たために名田に神木を投入され、その結果「種々怠状」を感神  
院に提出するに至ったのである。

㉙ 寛元元年「感神院別当顯承陳状案」(前掲註㉗文書所引)

㉚ 註㉙文書。

### 三 権門寺社のあり方

—日本封建国家論のために—

ところで、在地領主の領主的支配秩序の拡大・強化というあたらしい政治的事態に直面した大小田堵農民を、農民の保「建立」の編成原理でもってあたらしく組織し、そのことを通して自己の政治的・経済的基盤を再編成しようとした権門寺社は感神院や穀倉院に限らなかつた。周知のように、天延二年（九七四）以来感神院は延暦寺末寺・日吉社末社であつたが、本寺たる延暦寺の莊園組織原理<sup>1</sup>・莊園支配原理も末社感神院のそれと全くおなじであつた。おそらく、感神院別当たちの便補の保「建立」の方式も、現実にはむしろ本寺本社 of 全支配秩序の一環をなすものであつたであろう。そのことをもつともよく示すものが次に紹介する「山門使」である。すなわち、延暦寺は「山門使」なるものを恒常的に畿内近国に徘徊させることによつて、国全体として在庁官人<sup>1</sup>在地領主の権力的支配のもとにおかれつつあつた各地の大小田堵農民層を独自に組織する一つの体制をもつていた。次に示す欠年「丹後国在庁官人等言上

状<sup>①</sup>は、鎌倉初期のものと考えられるが、院政期から鎌倉初期にかけての延暦寺のあり方を具体的に示している。

丹後国在廳官人等

言上、国領野間世野村<sup>名久保</sup>山門使不帶院宣御廳宣證文等、捧神寶令下向欲押領子細状

右件使等、去五月国御得替之刻、乱入彼両村、可為山門<sup>（領カ）</sup>由張行之旨、依令風聞、入遣国使相尋之處、無子細辻上畢、不及言上、

而去六月廿日宮仕專当等帶神寶重又下向、<sup>（應カ）</sup>閭巷説者、野間村住人家高并成利等以私文書令寄<sup>（應カ）</sup>山門云々、仍先度令言上其子細畢、

且召問件家高等之處、誤之由所書進尋状也、附先脚進覽畢、子細見干状歎、然者何輩寄進為何人奉行、忝御分国始不申上事由、

<sup>（無カ）</sup>指院宣国宣證文等、任自由可乱入哉、尋明子細<sup>（無カ）</sup>処、件宮仕等如先度辻上畢、凡沙汰之次第未嘗有之狼藉、<sup>（後欠）</sup>

丹後国在庁の報告するところによれば、延暦寺山門使<sup>1</sup>宮仕專当は、院宣・国司庁宣などを所持することなく、国衙

権力の政治的支配体制の間隙を縫つて、各在地領主の領主的支配下におかれていた農村を徘徊しつつ、その所持した

「神宝」に象徴される宗教的權威をもつて各地域の上層農民層を、私的な所領田寄進を媒介とする一つの集団（寄人

に組織していたのである。この場合には国衙から野間村・

世野村として把握されていた地域の住人家高など上層農民にすすめてその所領田を山門に寄進せしめ、その作業を通してその所領田・住人をふくむ両村を永久保として把握しようとしていたのである。これは明らかに、かくして獲得した山門使私領を丹後国司と正式に交渉して、便補の保として完全な山門領にするための基礎的作業であった。この文書では、私称永久保は国衙<sup>一</sup>在庁官人全体の反撃にあり、その組織者たる山門使は逃げ去り、この組織に参加した農民たちは山門使との關係を表面上は否定しなければならぬ立場に追いこまれているが、正応元年（一二八八）の原本の加筆写本と考えられる「丹後国諸莊郷保総田数目録」<sup>⑤</sup>には、この保が与謝郡内「一、永久保、拾三町七段百五十六歩」という風に独自の所領として記載されているから、これ以後における丹後国司との交渉の結果、在庁官人全体の反対にもかかわらず、永久保は山門領の便補の保として国衙<sup>一</sup>在庁官人層の領主的<sup>一</sup>家父長的支配秩序から独立するに至ったと考えられる。

ところで、以上みてきた感神院・延暦寺の莊園領主としてのあり方は、保元二年（一一五七）の莊園整理令が神人悪

僧の濫行を糾弾した伊勢大神宮、石清水八幡宮、鴨御祖社、賀茂別雷社、春日社、住吉社、日吉社、興福寺、園城寺、熊野、金峯山などの大寺社に全て共通するものであった。

これらの大寺社はもとより院政期を特徴づけるそれぞれ個性をもった寺社であるが、注意すべき点は、院政期のもう一面を代表する院御願寺や高野山金剛峯寺がここに全然あがっていないという事実である。その理由は、云うまでもなく、鳥羽院政期以来、これら院に直接關係する寺院には権力の中樞を把握した権門特に院自身によって、在地領主の寄進を媒介として成立するいわゆる寄進地系莊園が寄進され、それによってその政治的・経済的基盤が保証されたからにはかならない。このようにみてくるならば、ひとくちに権門寺社<sup>一</sup>莊園領主<sup>一</sup>といっても、大きくいって二つの類型があり、その各々は人民支配の原理（組織）を全く異にしていたのであって、その相異はまさに私が本稿で明らかにしてきた便補の保の二つの形態の相異そのものであると考えられる。しかし、本稿でみた保の二つの形態は、権門寺社<sup>一</sup>莊園領主の莊園支配の二つの原理をいわばもつとも典型的にあらわしているにすぎない。たとえば現実には権門

勢家の中核的な経済的基盤をなしたいわゆる寄進地系荘園をとってみるならば、寄進主体は在地領主の中核的私領たる「本宅」とその外延的延長としての領主名田畠（開発田・従者埴内）及びその家父長的人格の主従関係の中に包摂された下人・所従や郎党的農民などからなる領主的私領の部分と、その領主の働農活動の決定的影響下におかれた庄田（旧公田）及びその庄田を小「私宅」所有を基礎としつつ耕作する田堵農民層からなる部分との二つの要素から構成された荘園であり、その意味においては、以上みた二つの人民支配の原理——在地領主を媒介として荘園支配を實現するという方向と、その在地領主の領主的支配に抵抗する田堵農民は上層農民を独自に組織することによって支配を實現するという方向は——重層して機能していると考へなければならぬ。このことはまた、一旦、別符私領を基礎として成立した便補の保が、やがてその内部に田堵農民によって再生産されている公田を包摂することによって「庄」に変質していった例においても全くおなじである。したがって、権門勢家も旧権力者が全体として生き延びうるためには、この互いに矛盾しあう二つの支配原理を両方と

も必要としなければならなかったのであり、前にふれた平安末期における東大寺はこのことをもつともみじめな形で示したのである。問題は、それぞれの権門寺社がどのようにこの二つの原理を自己の一個の支配体系の中に編成することによって現実、人民支配を實現したかということである。そしてこれを手がかりとして、私たちは、全支配階級（各権門寺社及び全在地領主）自身の内部においてささいやしがたい政治的矛盾をはらんだ一個の国家権力体制（階級支配の機構）として、中世人民自身が一定の政治勢力としてその具体的形態の決着に参与した日本封建国家の歴史的特質——これ以後の日本人民がその歴史の規定性のもとで自らの道を開拓しなければならぬ——を明らかにすることができるであらう。

① 欠年「丹後国在庁官人等言上状」（經光卿記〔民経記〕紙背文書、貞永元年五月一日〔二十九日紙背〕）、勘解由小路經光の日記「民経記」は嘉禄二年より文永四年にわたるが、その紙背文書は古くは天永三年のものからあるが、平安時代のものである。通で、あと大部分は文治と貞応の鎌倉初期のものである。

② この山門使の機能は、かかる形の農民組織だけにあったのではなく、一般に高利貸活動をともなっていた。しかしもつとひ

ろく宗教的活動も含んでいたかどうかは検討を要する。例えば、十二世紀前半期若狭国太良庄の名主であった勸心は、「若僧之比へ暫居住比叡山、罷出之後、暫又当御庄薬師堂承仕タリキ」と後年回想されているように、青年期には山門での修行を経ることによって帰村後村落の思想的・政治的指導者となっている（弘安元年五月日「若狭国太良庄百姓藤井宗氏陳状写」『教王護国寺文書』巻一、一〇八号）。このような畿内近国の一般農民層の動向は、「神宝」を所持して徘徊する山門使のような存在と深くかかわっていたのではないであらうか。

- ③ 正応元年八月「丹後国諸莊郷保総田数目録」（清水正健氏『莊園志料』上）
- ④ 保元二年三月十七日「太政官符案」（二八七六号）。なお以上

みた山門使の活動は治承二年七月十八日「太政官符」（『続左丞抄』第二所収）によって次のように一般的に総括されている。「近年諸社神人、諸寺悪僧、或横行京中、決断訟訴、或発向諸国、侵奪田地、就中延曆寺興福寺悪僧、熊野山先達、日吉社神人等殊以蜂起。（中略）諸国人民、以公田、称私領、寄与神人、悪僧等」

- ⑤ 本稿第一節註⑩参照。

附記 本稿を草するにあたり、大山喬平氏からは経光卿記（『民経記』）紙背文書につき教示をうることができ、また東大史料編纂所石井進氏には同文書写真版閲覧に際し御協力をいただいた。

（京都大学研修員）



## Two Forms of *Ho* 保 in the Period of *Insei* 院政

by

Yosiyasu Kawane

At the beginning of the *Insei* 院政 period, the *Kokushi* 國司, standing as chief officers of the *Kokuga* 國衙 which were already becoming representative of collaborating resident landlords, began to distribute *Bempo-no-ho* 便補保, certain land rights, as a means of evading their responsibility in the distribution of *Fuko* 封戸, the traditional national grants to temples and shrines. There were two forms of *Bempo-no-ho* with quite different character. One was the form in which some of the land already granted to landlords (land destined for exploitation) was designated as *Bempo-no-ho*. The second form, on the other hand, was that in which lands (public fields) cultivated by upper-class peasants organized as groups of *Jin-nin* 神人 and *Yoriudo* 寄人 by the temples and shrines themselves, were designated as *Bempo-no-ho*. As resident landlords became involved in the whole organization of state powers, every noble and influential temple or shrine reorganized and strengthened their own political and social status, but by two opposing methods of governing their people symbolized by the two *Ho* 保 — one method was government through the offices of resident landlords; the other, through the direct organization of the general peasantry opposing landlord rule.

## One Aspect of the Industrial Revolution in Germany

—The process of formation of the factory  
system in the Saxonian cotton industry—

by

Takao Ôshima

Prof. H. Otsuka, in his book entitled "An Introduction to the Economic History of Europe," has characterized the Industrial Revolution in the less advanced countries as follows; being sucked